

学芸員補に関する私見

1、博物館法での学芸員補に関する条文

第四条（館長、学芸員その他の職員）

- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる
- 6 学芸員補は、学芸員の職務をたすける。

第五条（学芸員の資格）

- 二 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあったもの。

第六条（学芸員補の資格）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第56号1項の規定により大学に入学することができる者は、学芸員補となる資格を有する。

2、博物館法第6条に基づく学芸員補の任用実態

- ・高校卒業での、1980年以降の学芸員補の任命事例は無いのではないか。（未調査）
- ・博物館法制定当時から昭和30年までの有資格者が皆無であった頃は、暫定学芸員制度により現職者への学芸員講習とともに、学芸員補を採用。
- ・昭和28年に立教大学・京都大学・国学院大学と学芸員養成課程の開講により、学芸員有資格者の増加により、昭和40年代頃までは機能するも減少

*第6条は、現実には機能しているとは言えない

3、別途の問題

- ・学芸員無資格者の配置とこれに伴う有資格者の採用に影響
- ・各博物館の年報等の組織表をみる限り、何故か、学芸員補の職名の使用はしていない。調査員・研究員・主事等の職名を有する、学芸員無資格者の配置。
- ・根拠 昭和30年の「学芸員補の職に相当する職等」が始まり。一旦廃止後

平成 8 年 8 月 文部省告示第 151 号 「学芸員補の職と同等以上の職等の指定」

【最終改正】平成 20 年 6 月 文部科学省告示 91 号

4、第六条の改正（案） 従前の条文は全文改正

・改正案 第 6 条（学芸員補）

短期大学士の学位を有し、文部科学省令で定めるところの博物館学に関する所定の科目の単位を取得した者は、学芸員補となる資格を有する。

5、短期大学 昭和 25 年 制度創設

短期大学数 1996 年 全国で 598 校

（文科省統計）令和元年 公立 17 校・私立 311 校

・全国大学博物館講座協議会（全博協） 加盟短期大学 7 校

・短期大学の特徴 学位 短期大学士（平成 17 年 10 月）

・短期大学の方向性のひとつ 地域総合学科

・在地性 自県内進学→就職

・在地性（地域に根差す）博物館経営者（学芸員補）が、地域博物館には必要
かかる観点で、有意的整合性が認められる。

・地域に根差す学芸員としては、すべてに有利

土地感・言語・風俗/習俗等々の当該地域の知悉・縁故等など

・結 論

第六条 条文の全文改正

・ 短期大学士の学位を有し、文科省令で定める学芸員養成に関する

9 科目 19 単位を取得した者